

地域共生社会の実現に向けた 地域福祉計画の 策定・改定ガイドブック

目次

はじめに	4
------------	---

I 総論：地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義と課題

1. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義と必要性

～地域福祉計画がめざすもの～

(1) 地域共生社会の実現と地域福祉計画	7
(2) 地域生活課題の考え方と捉え方	14
(3) 包括的な支援体制の整備と留意事項	15
(4) 計画化の意義	20

2. これまでの地域福祉計画の総括と今後の取組に向けた課題

(1) 地域福祉（支援）計画の策定・改定の概況と課題	24
(2) 地域福祉計画の策定・改定、推進に関する 諸課題の総括と今後のあり方	27

II 各論：地域福祉計画の策定・改定における検討・実施事項とポイント

1. 地域福祉計画の策定ガイドラインの概要等

33

2. 策定・改定の各プロセスにおける検討・実施事項とポイント

◇地域福祉計画の策定・改定のプロセス（イメージ）

(1) 準備・構想段階での検討・実施事項	39
① 策定・改定に向けた方針、スケジュールの検討等	39
② 庁内体制（推進体制）と庁内委員会等での検討	42
③ 計画の構想、基本事項の検討	45
④ 委員会体制の検討、計画の策定を通じた多職種連携の促進	54
⑤ 基礎データの収集・分析、地域生活課題の把握・分析	59
(2) 策定・改定、実施段階での検討・実施事項	62
① 計画の検討（策定委員会）	62

② 目指す地域の姿、地域福祉の推進に関する基本的な考え方……………	64
③ 圏域設定（整合化と重層化）の考え方……………	66
④ 包括的な支援体制づくりの検討……………	69
⑤ 住民に身近な圏域とネットワークづくりの考え方……………	75
⑥ 目標設定と重点事項及び対策・施策等の検討……………	79
⑦ 進行管理の仕組みと評価指標の検討……………	84
⑧ 計画の策定・改定及び公表……………	88
⑨ 計画の実施（進行管理）・計画の推進（推進・評価委員会）……………	90
(3) 評価段階での検討・実施事項……………	92
① 計画の年次評価、中間評価・計画の評価・改定検討……………	92

III 地域福祉計画の策定・改定と都道府県の支援

1. 地域福祉計画の策定・改定の促進と都道府県の支援

(1) 地域福祉支援計画の意義と概要……………	95
(2) 地域福祉計画の策定・改定を促進するための都道府県の役割……………	97

2. 市町村支援の必要性、具体的な取組と工夫

(1) 地域福祉計画の策定・改定に関する支援の必要性と課題……………	98
(2) 地域福祉計画の策定・改定に関する支援状況……………	100
(3) 地域福祉計画の策定・改定に関する具体的な取組……………	102

むすびにかえて～地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画～……………	106
-----------------------------------	-----

IV ヒアリング調査等の結果

1. 地域福祉計画の策定促進に関するヒアリング調査の結果（11市町）

(1) 藤沢市（神奈川県）……………	114
(2) 茅野市（長野県）……………	125
(3) 市貝町（栃木県）……………	144
(4) 豊島区（東京都）……………	157
(5) 調布市（東京都）……………	172
(6) 氷見市（富山県）……………	186



(7) 東近江市 (滋賀県).....	198
(8) 芦屋市 (兵庫県).....	209
(9) 高知市 (高知県).....	223
(10) 岡垣町 (福岡県).....	237
(11) 横浜市	249

2. 市町村地域福祉計画の策定・改定支援に関する調査 (12 府県)	
.....	258

V 参考資料



1. 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について (通知) の概要	276
2. 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針	278
3. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について (通知) ...	282
地域福祉計画の策定促進に関する委員会 委員等名簿	335



はじめに

- 地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法等により、それぞれの地域において、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備が目指されています。
- 各自治体においては、平成 29 年 12 月 12 日に示された新たな地域福祉（支援）計画の策定ガイドライン等にもとづき、早期に計画の策定・改定に着手し、包括的な支援体制の整備に向けて、地域力強化と多機関協働などを「面」として展開する仕組みづくりや推進体制（庁内連携の体制等）の構築を図ることが必要です。
- また、地域生活課題への対応を効果的に進める具体的な方法の一つとして、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」があり、こうした取組を地域生活課題の解決・緩和や社会資源を創出する観点などから地域福祉計画に位置づけ、各法人の取組を促進することも考えられます。
- 各法人での公益的な取組の実施にあたっては、地域福祉（支援）計画が目指す地域の姿（ビジョン）などを理解・共有し、地域生活課題への総合的・専門的な対応を創意工夫のもとに進めていくことが期待されています。
- さらに、市町村における地域福祉計画の策定・改定の支援、生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進などの広域的な支援体制づくりの促進においては、都道府県の地域福祉支援計画の意義・役割もますます大きくなっています。
- このような観点から、各自治体における地域福祉計画の策定・改定の促進と社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の普及・促進を一体的かつ効果的に図ることを目的として、「地域での計画的な包括支援体制づくりに関する調査研究事業」（厚生労働省 平成 30 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）を実施しました。

- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進及び地域福祉計画の策定・改定においては、地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題への包括的な対応を地域づくりとあわせてすすめるとともに、これらを「地方創生」の取組など、少子高齢・人口減少などの福祉の領域を超えた地域全体が直面する大きな課題への対応や持続可能な地域づくりと結びつけていく視点も重要となります。
- そのため、地域福祉を推進するための各自治体での庁内体制づくりについては、地域生活課題への包括的な対応を図るための庁内連携のさらなる拡充とともに、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来と地域の将来像を見据えた全庁的な行政組織の今後のあり方などを展望しながら検討することも求められます。
- 本ガイドブックは、地域共生社会の実現に向けて、それぞれの地域での創意工夫にもとづく包括的な支援体制の計画的な整備や拡充等による地域福祉の推進を図るため、市町村における地域福祉計画の策定・改定の促進を目的としてとりまとめたものです。
- なお、「地域における公益的な取組に関する委員会」において、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進を目的とした『地域共生社会の実現を主導する社会福祉法人の姿』等を別途とりまとめましたので、地域福祉計画への同取組の位置づけや管内の社会福祉法人における取組の促進等にご活用ください。

2019年3月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉計画の策定促進に関する委員会

ガイドブックの概要とポイント

- 本ガイドブックは、改正社会福祉法とともに、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」及び「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（通知、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」）等（以下、「ガイドライン等」）をもとに、自治体職員に活用いただくことを目指してとりまとめました。
- 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義と課題」（総論）、地域福祉計画策定を具体的にすすめるための「地域福祉計画の策定・改定における検討・実施事項とポイント」を整理した各論、地域福祉計画の策定における都道府県の支援に関する内容などで構成しています。
- 今般の地域福祉計画の策定・改定にあたっては、地域共生社会の実現などの背景や施策が目指す方向性、また、この間の地域福祉計画の到達点や課題とともに、これまでの計画策定との違いなどを改めて確認し、関係者間で共有することが必要であることから、総論としてこれらを整理しています。
⇒Ⅰ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義と課題（7頁）
- 「各論：地域福祉計画の策定・改定における検討・実施事項とポイント」では、地域福祉計画の策定ガイドラインの概要等を掲載しています。
⇒Ⅱ - 1. 地域福祉計画の策定ガイドラインの概要等（33頁）
- また、「策定・改定の各プロセスにおける検討・実施事項とポイント」において、策定・改定のプロセス（イメージ）を示すとともに、各プロセスで検討・実施することが想定される事項とそのポイントを整理しました。ガイドライン等に記載された事項とともに、地域福祉計画の策定・改定を実施した11市町の工夫や実践などを踏まえて、検討・実施にあたって留意すべき事項や推進のポイントなどをとりまとめました。
★ 記載事項については、全てを実施する必要があるものではなく、地域特性や組織体制とともに、地域福祉計画の策定・改定の方針や体制などに応じて、必要な事項をご参照ください。
⇒Ⅱ - 2. 策定・改定の各プロセスにおける検討・実施事項とポイント（38頁）
- また、市町村地域福祉計画の策定率が100%の12府県を対象とする調査の結果等をもとに、都道府県による市町村地域福祉計画の策定・改定の支援等に関する取組やポイントを整理・掲載しています。
⇒Ⅲ 地域福祉計画の策定・改定と都道府県の支援（95頁）
- ヒアリング調査等の結果とともに、参考資料としてガイドライン等を掲載しています。
⇒Ⅳ ヒアリング調査等の結果（111頁）、Ⅴ 参考資料（276頁）

I

総論：地域共生社会の実現に向けた 地域福祉計画の意義と課題

1. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の 意義と必要性 ～地域福祉計画がめざすもの～

(1) 地域共生社会の実現と地域福祉計画

① 地域共生社会が必要とされる背景

【人々の暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化】

- 高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。
- 例えば、高齢の親と無職独身や障害がある50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。
- これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

【少子高齢・人口減少社会の到来】

- 一方、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。
- 人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化します。2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても重要課題となっています。

- これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。
- そこで、暮らしにおける人と人をつなぐを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

② 地域共生社会の実現に向けて

- このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「**地域共生社会**」の実現に向けた体制整備などがすすめられています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

- 地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。

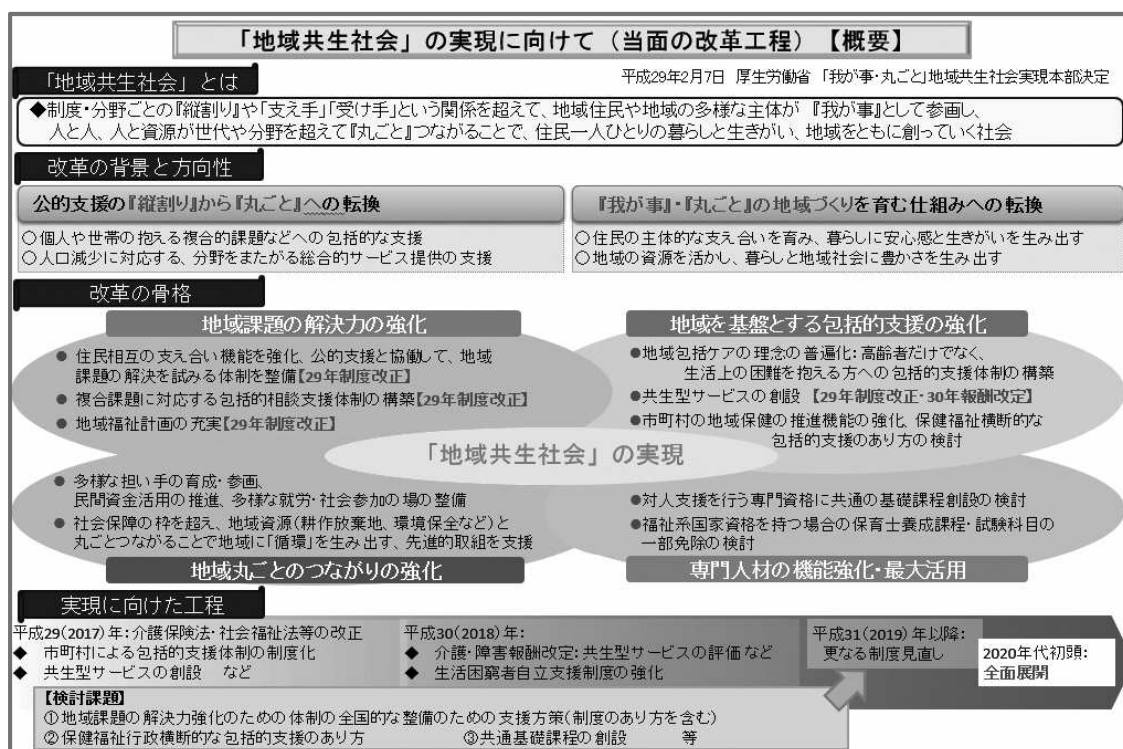
「3つの『地域づくり』の取組の方向性」

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
- 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより**共生の文化が広がる地域づくり**
- 「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、**一人ひとりを支えることができる地域づくり**

という方向性は、互いに影響を及ぼしあうものということができる。「我が事」の意識は、その相乗効果で高まっていくとも考えられる。

(2017年(平成29年)9月12日「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～)」

- 「地域共生社会」の実現は、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)や、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定、下図)にもとづいて、2020年代の初頭の全面展開に向けた施策の実施・検討と取組などが図られています。



- 地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017（平成 29）年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、2018（平成 30）年 4 月に施行されました。
- 「当面の改革工程」でも示されているとおり、地域共生社会の実現に向けて、「地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）」や「保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方」などが、今後の検討課題とされています。

「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

- 地域課題の解決力の強化 ⇒改正社会福祉法（平成 29 年 5 月）
 - ・ 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
 - ・ 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
 - ・ 地域福祉計画の充実

- 地域を基盤とする包括的支援の強化
 - ・ 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築

- 地域丸ごとのつながりの強化

- 専門人材の機能強化・最大活用

（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）をもとに作成）

③ 改正社会福祉法と地域福祉計画

- 改正社会福祉法により、各自治体では、①住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、が図られることになりました。
- 改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」（第 4 条第 1 項）に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び「関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことを規定しました（法第 4 条第 2 項）。

- この理念を実現するため、国及び自治体については、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならない」ことが規定されました（法第 6 条第 2 項）。
- そして、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることを規定しています（法第 106 条の 3 第 1 項）。
- また、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談支援を担う事業者の努力義務として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが求められています（法第 106 条の 2）。

【改正のポイント】（法第 4 条第 2 項、法第 6 条第 2 項、法第 106 条の 2・3）

- 地域共社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第 4 条第 2 項）
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第 6 条第 2 項、法第 106 条の 3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第 106 条の 2）

- その上で、包括的な支援体制の整備などの計画的な実施や展開を図る観点などから、市町村地域福祉計画（法第 107 条）及び、都道府県地域福祉計画（法第 108 条）により、地域福祉計画の充実がなされています。

- 法第 107 条及び 108 条の改正により、市町村及び都道府県は、地域福祉（支援）計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられるなど、地域福祉計画の位置づけなどが見直されました。

【改正のポイント】（法第 107 条、108 条）

- 地域福祉（支援）計画の策定が「努力義務」とされました。
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。
- 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCA サイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。

- 厚生労働省は、新たに努力義務とされたこれらの施策等を促進するため、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 35 号）を策定するとともに、「地域福祉（支援）計画の策定ガイドライン」を含む関係通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を示しました。
- 社会福祉法の改正によるこれらの施策等は、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格（前掲）の「地域課題の解決力の強化」を図るためのものであることも、改正社会福祉法の趣旨・規定等とともに踏まえる必要があります。
- 今後の地域福祉（支援）計画は、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取組をすすめることが求められます。



ポイント！

【地域共生社会の実現】

- 地域福祉計画は、これまでの地域福祉や地域福祉計画にかかわる取組等をもとにしたがら、「地域共生社会」を実現するための計画として策定・改定する必要があります。地域共生社会の実現に向けて、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要です。

【地域共生社会の実現に向けた取組のための5つのポイント】

- 地域共生社会の実現に向けては、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点※を重視しながら、地域福祉（支援）計画も策定・改定されることが必要です。

※（（2017年（平成29年）9月12日「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」）

【『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換】

☆分野別の制度などをつなぐ視点

- 介護、障害者支援、子育てなど、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、「人」と「資源」の力を結び合わせて、分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間をどのように解決していくかという視点が必要です。

☆つながりづくり、地域づくりの視点

- 社会的孤立や社会的排除といった課題を踏まえながら、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが必要です。これは地域福祉推進の目的と共通するものであり、地域のつながりづくりの視点も重要です。
- 地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域福祉（支援）計画の策定・改定においても、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題をあらためて共有し、地方創生の取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどをすすめる視点が重要です。

(2) 地域生活課題の考え方と捉え方

- 改正社会福祉法においては、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、介護、保健医療に限らない、「地域生活課題」を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図っていく旨が定められました（法第4条第2項）。

「地域生活課題」

■ 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（法第4条第2項）

- 人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして社会的孤立や社会参加など、いわば「暮らし」と「しごと」の全般にまでおよびます。
- 本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「暮らし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが求められています。



ポイント！

【地域生活課題の広がり地域福祉計画の対応範囲の明確化】

- 地域福祉（支援）計画の策定・改定にあたっては、複雑化・複合化している地域生活課題を把握することになります。今後の計画策定における地域生活課題等の把握・分析においては、今日の経済・社会全体の状況等を背景とするそれぞれの地域生活課題を幅広い視点と方法等により把握・分析し、地域福祉計画がターゲットとする地域生活課題を明確化・焦点化する視点が必要です。

【地域生活課題等の把握・分析】

- 地域生活課題等を把握・分析するためには、本人とともに世帯への着目、福祉・介護・保健医療以外の課題の把握と地域福祉を推進する観点からの理解が必要です。
- また、把握にあたっては、既存の統計データ等やアンケート調査等を有効に活用するとともに、地域福祉（支援）計画策定のプロセスにおける「地域住民の参加」、「専門職の参加」、「行政内外の職員参加」等による協議をもとに、地域生活課題等を明らかにし、共有する取組は、目指す地域の姿の検討・共有や計画策定後の推進体制づくりをすすめるうえでも重要です。

（3）包括的な支援体制の整備と留意事項

- 市町村は、以下に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされています（法第106条の3）。
- また、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする課題（医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者等）や、身近な地域では対応が困難な課題（身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）に対する支援体制については、市町村と都道府県が連携して構築することが必要とされています。（「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」第4）。

- そのため、都道府県は、地域福祉支援計画において、市町村における「包括的な支援体制の整備」に対する支援に関する事項を定めることが努力義務とされています（法第 108 条第 1 項第 5 号）。

「包括的な支援体制の整備」（法第 106 条の 3 第 1 項）

① 「住民の身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 …右図【1】

地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業（法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号）

② 「住民の身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 …右図【2】

地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業（法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号）

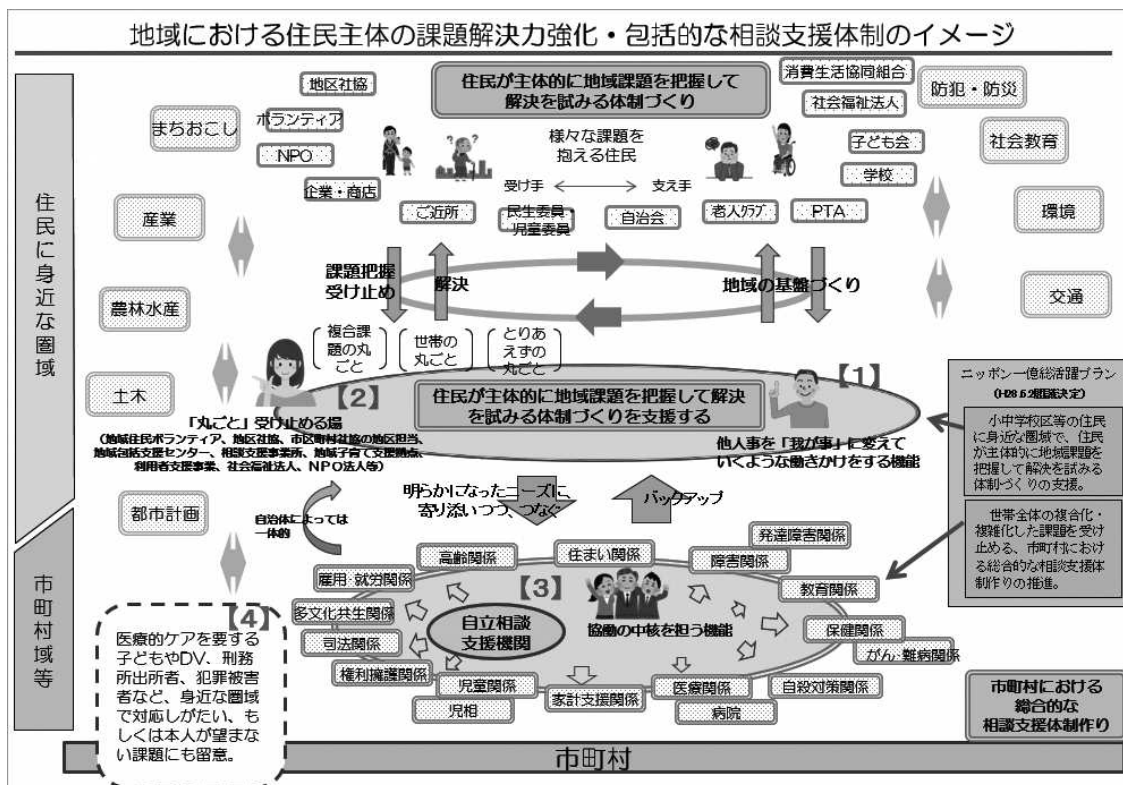
③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 …右図【3】

生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号）

市町村における「包括的な支援体制の整備」に対する都道府県の支援等 (法第 108 条、指針)

④ 単独の市町村では解決が困難な課題や身近な地域では対応が困難な課題への対応…右図【4】

(法第 108 条第 1 項第 5 号、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 第 4)



厚生労働省作成資料、【4】の付番のみ加筆

- 地域における包括的な支援体制の整備については、このように【1】、【2】、【3】、【4】の体制を、包括的かつ重層的に整備していくことが必要になります。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平成29年厚生労働省告示第355号)の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進。本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。 ● 第一から第三までの内容は、地域において必要となる機能・取組であり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて、様々な方法が考えられる。 ● 市町村における包括的な支援体制の整備について、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つ。 	
住民に身近な圏域等	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 ● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施(地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化) ● 地域の課題を地域で解決していくための財源(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等)
市町村域	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じて協議) ※地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が考えられる ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(名称、所在地、担い手、役割等) ● 地域の関係者(民生委員児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)
都道府県域	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三 生活困窮者自立支援法第二節第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業 ● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じて協議) ※生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が考えられる ● 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の機能の拡充、新たな場の設置等) ● 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携) ● 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)
都道府県域	<ul style="list-style-type: none"> ● 第四 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について ● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等

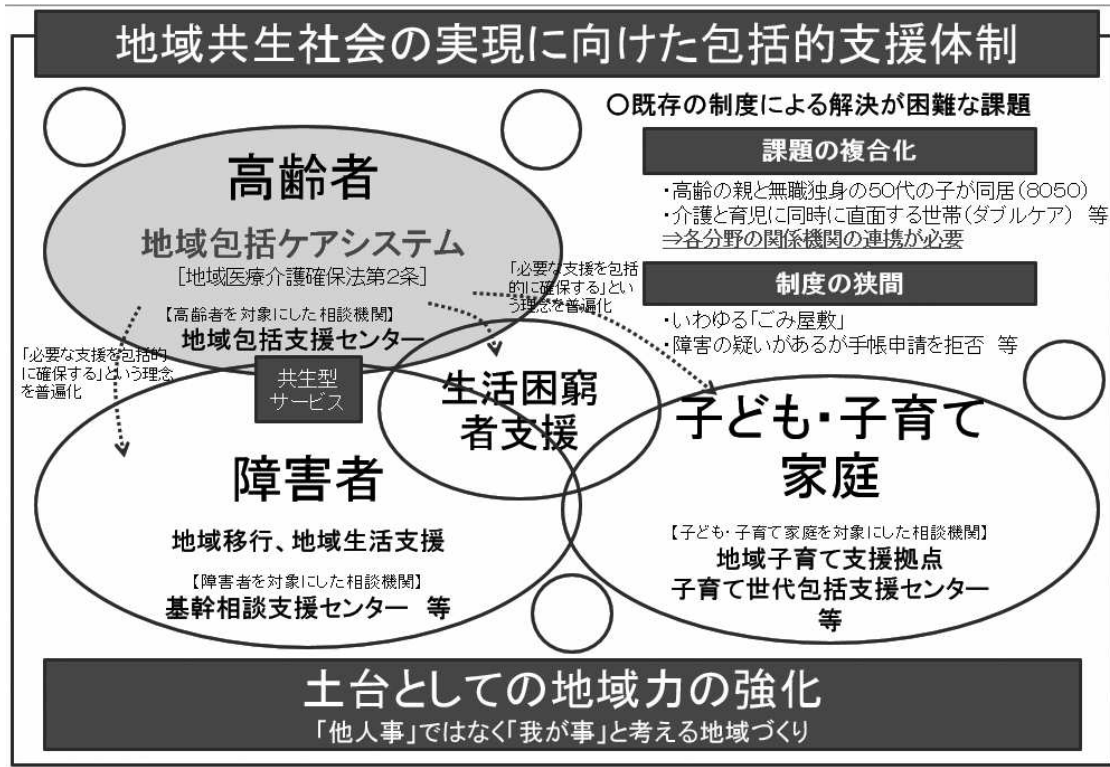
第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(法第106条の3第1項関係)(P13~28)

<ul style="list-style-type: none"> ● 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。 ● 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。 	
住民に身近な圏域	<p>1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第1号関係) <P13~22></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施 ● 地域の課題を地域で解決していくための財源等(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等)
	<p>2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第2号関係) <P22~25></p> <p>(※)地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法 例2: 地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(担い手、場所、役割等) ● 地域の関係者(民生委員・児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)
市町村	<p>3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項 (法第106条の3第1項第3号関係) <P25~28></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) <p><展開の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。 ● 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら、中核を担う場合に見られる。 ● 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手 ● 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の拡充、新たな場の設置等) ● 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携) ● 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)
都道府県域	<p>4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について <P28></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

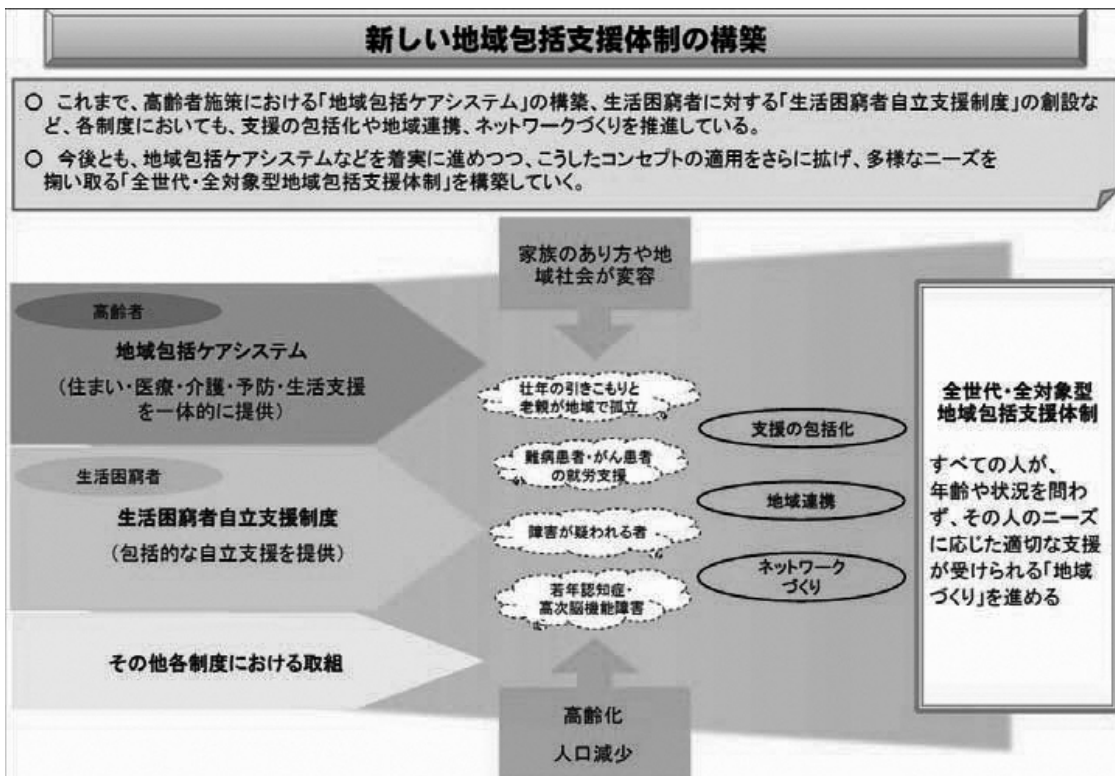
厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)」

- これらは、新たに何らかの機関を設置するといった画一的なものではなく、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、それらを同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、実際にどのような形でつくっていくかは、地域の実情に応じて様々な方法が考えられるとされています。
- 地域における包括的な支援体制と地域包括ケアシステムなどの関係性については、右図のように整理されています。
- これまでも、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりが進められています。今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが目指されています。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者、子ども・子育て・家庭、そして生活

困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。



厚生労働省作成資料



厚生労働省作成資料



ポイント！

【包括的な支援体制の整備と地域福祉計画策定のプロセス】

- 包括的な支援体制の整備は、地域福祉の推進にかかる市町村の責務を具体化・明確化することにつながるものであり、地域福祉計画に盛り込むことを推奨します。
- 地域福祉計画策定のプロセスなども活用しながら、市町村が、①、②、③の機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待されています。

【包括的な支援体制の展開方策の検討と具体化】

- 改正社会福祉法にもとづく「包括的な支援体制の整備」にあたっては、地域包括ケアや生活困窮者自立支援などの既存施策から、全世代・全対象型の包括的な支援体制に展開していくか、具体的な方策を検討し、地域福祉計画に明記するなどの具体化が必要です。
- 2020年代初頭とされる地域共生社会の実現に向けた施策の全面展開を目指して、地域福祉計画における「包括的な支援体制の整備」（法第106条の3）などの検討・位置づけにあたっては、地域共生社会の実現に向けた改革の骨格（前掲）の「地域を基盤とする包括的支援の強化」において、「地域包括ケアの理念の普遍化（高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築）」＝『全世代・全対象型地域包括支援体制』が掲げられていることを視野に入れた取組にも留意することが必要です。

（４）計画化の意義

- 行政計画としての地域福祉（支援）計画は、自治体が、地域福祉を推進するために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に構想、提示するものです。
- 社会福祉法においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」旨が定められています（法第4条第1項）。

- その上で、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」とする国及び自治体の責務が定められました（法第6条第2項）。
- 地域福祉計画では、自治体の責任のもと、地域共生社会の実現に向けて、地域の課題や「地域生活課題」などを踏まえながら、「目指す地域の姿」を明確にしたうえで、その実現に向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、体制・組織、仕組みや資源の整備を定め、計画的に進めることが目指されます。
- 地域福祉の推進のためには、地域住民等が、地域の実情について十分に理解したうえで、限られた資源を有効活用しつつ、その地域における福祉の水準をどのように設定していくかについて、幅広い合意が形成される必要があります。そのためには、その地域における福祉全体を俯瞰する道具が必要であり、この道具こそが地域福祉計画であるといえます。
- 地域福祉計画の範囲と内容については、自治体が、地域住民等とともに地域福祉を推進するための計画であることを踏まえると、行政の権限が及ぶ範囲に限定されるものではありません。公私の役割分担などを明確にしたうえで、行政の権限が及ばない範囲や分野についての取組を促進する、あるいは、地域福祉を推進するための条件整備を図るための計画としてその範囲と内容を定めていくことが必要です。
- 地域共生社会の実現やそのための地域福祉計画策定は、住民自治や地域福祉ガバナンス（地域生活課題等の情報を共有し、多様な主体による対話をもとに地域福祉のあり方や事業・活動の方向性などを決定していく仕組み）にかかわるものとして捉えることもできます。
- 地域共生社会の実現は、その負担を地域住民に「丸投げ」することでも、「我が事」として押しつけられるものでもありません。地域住民等と行政など、多様な役割を果たすそれぞれの主体が連携・協働し、地域福祉を「共同運営」していく、いわば地域福祉ガバナンスのあり方そのものから考え直すことでもあります。
- 地域福祉計画の取組を通じて地域福祉ガバナンスを構築するためには、市町村域での連携・協働の仕組みづくりとともに、住民により身近な圏域におけるまちづくりのための組織や協議体などに権限を委譲し、多様な主体の参加の促進や予算を確保することなど、市町村内での分権の仕組みづくりや地域づくりをすすめることも必要です。

地域福祉の「理念」と「推進方法」

- 「地域福祉の推進」については、社会福祉基礎構造改革のもと 2000 年の社会福祉法にて、明文化されました。
- 第 1 条には、「地域における社会福祉（以下、地域福祉という）の推進を図るとともに」という条文で地域福祉が明示されました。つまり基礎自治体における社会福祉の総称が地域福祉とされました。
- 第 4 条第 1 項では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。
- この項は、地域福祉推進の理念を定めています。①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営む者及び、③社会福祉に関する活動を行う者、三者は相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。
- この三者をあわせて「地域住民等」としています。よくある誤解は、「等」には②や③が含まれるにもかかわらず、地域住民だけに特化して考えられていることです。
- 「地域住民」の捉え方にも留意が必要です。法律では「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み」とあります。つまり「地域住民」の概念のなかには、福祉サービスを必要とする当事者も含まれているということです。担い手として役割を果たす人だけが地域住民ではなく、地域住民とはあらゆる住民を包含した考え方です。すなわち社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の理念を示しています。
- 「社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」とは、完全参加のことです。完全参加とは 1981 年の国際障害者年のテーマでした。つまり共生社会、ノーマライゼーションの理念を示したものです。
- 2018 年の改正では、機会が「確保される」となりました。以前は機会が「与えられる」という条文でした。完全参加の機会は与えられるものではなく、合理的配慮等にもとづき、確保されるという権利に基づいた積極的な表現に改正されたのです。
- 以上のように、第 4 条第 1 項では地域福祉推進の「理念」として、三者関係により社会的包摂と共生社会を実現していくことが示されているのです。第 2 項では、こうした地域福祉を推進していくために「地域生活課題」を把握、解決していくという具体的な「推進方法」を示しています。



ポイント！

【地域福祉を推進する責務】

- 改正社会福祉法により、①「国及び地方公共団体」の責務（法第6条第2項）が規定されたことにより、②「地域住民」、③「社会福祉を目的とする事業を営業者」、④「社会福祉に関する活動を行う者」と相互に協力するため、4つの主体が協働して地域福祉の推進に努めなければならないことになりました。

【「地域福祉の推進」に向けた目標設定と総合的な手段等の明確化】

- 地域福祉計画により、地域福祉の推進に向けた目標とともに、自治体と地域住民等の役割や責務を具体化することなどによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための包括的な支援体制の整備など、目指す地域の実現に向けた地域福祉の推進が図られます。

【住民自治と地域福祉ガバナンスの仕組みづくり】

- 「住民自治」による「地域福祉の推進」が、地域住民等による地域福祉につながるものと考えられます。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉をすすめていくためには、地域住民とともに、社会福祉法人などの「社会福祉を目的とする事業を営業者」、民生委員・児童委員、ボランティア等の「社会福祉に関する活動を行う者」などをはじめ、多様な主体の協働をすすめ、地域福祉ガバナンスを構築していくという視点も重要です。

2. これまでの地域福祉計画の総括と今後の取組に向けた課題

(1) 地域福祉（支援）計画の策定・改定の概況と課題

- 地域福祉（支援）計画は、2000（平成 12）年の社会福祉法により法制化され、高齢者、障害者、児童などの分野別の計画を「総合化」すること、また、その趣旨や性格から住民参加のもとに策定されるものとして、各自治体での計画策定がすすめられてきました。
- 厚生労働省「市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果（平成 30 年 4 月 1 日時点）」によると、市町村における地域福祉計画の策定・改定状況については、1,316 市町村（75.6%）で「策定済み」であり、そのうち、966 市町村（75.7%）が「改定済み」となっています。
- 計画の内容については、改正社会福祉法以前から法第 107 条において、地域福祉計画に盛り込むべき事項とされていた「地域における福祉サービスの適切な利用促進」と「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」の位置づけは 9 割以上、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」の位置づけは約 7 割強となっています。
- 生活困窮者自立支援法の施行（2015（平成 27）年 4 月）とあわせて、地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた「生活困窮者自立支援方策」についても、約半数の市町村で位置づけがなされています。
- 改正社会福祉法にもとづき、2018（平成 30 年）4 月から盛り込むべき事項とされた「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」（法第 107 条第 1 項第 1 号）については、1,096 市町村（83.3%）であり、同事項を位置付けていない 220 市町村のうち、99 市町村（45.0%）が検討に着手しています。
- また、同じく新たに盛り込むべき事項となった、「包括的な支援体制の整備」（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業）については、「実施している」（464 市町村（35.3%））と「実施予定」（210 市町村（16.0%））をあわせると、概ね半数の市町村で取組が進められています。

- 進行管理の実施状況を見ると、約 6 割（758 市町村（57.6%））が計画の定期的な点検を実施しており、そのうち約 7 割（518 市町村（68.3%））において評価実施体制が構築されています。
- 一方で、「計画に評価方法を明記している」市町村は 265(35.0%)、さらに「計画に評価指標を明記している」市町村は、152（20.1%）となっています。

市町村地域福祉計画の到達点と今後の方向性

- 市町村における地域福祉計画策定が着実に進められ、取組が積み重ねられてきました。また、すでに約 8 割の市町村で「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」（法第 107 条第 1 項第 1 号）が、さらに、「包括的な支援体制の整備」（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業）についても約半数の市町村で位置づけられています。
- このように社会福祉法が改正される以前から、地域共生社会の実現に向けて必要とされる取組が各自治体の創意によりすでに展開されています。
- 今後とも地域共生社会の実現に向けて、それぞれの市町村で今後の地域福祉を構想しながら、地域福祉計画にもとづく地域福祉の推進にかかる取組等の実効性を高めるとともに、新ガイドラインにもとづく地域福祉計画の改定など通じて、地域生活課題への創意工夫による対応や包括的な支援体制づくりをさらにすすめることが必要です。
- 従来のように住民参加を重視しながらも、それに加えて福祉、医療、保健などの専門職の参加、庁内の福祉部局の各分野の担当者のみならず、必要な部局の職員も含めての職員の参加が必要です。
- 地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことを踏まえ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の盛り込みをさらにすすめ、福祉の分野別計画や関連計画の総合化や包括化を図る視点も重要です。
- 地域福祉計画にもとづき地域福祉を推進するうえで進行管理が不可欠です。評価実施体制の構築や定期的な評価の実施について、計画への明記の有無にかかわらず、どのように実効的な PDCA のしくみづくりと効果的な実施を図っていくか、各自治体での検討と取組が求められています。

- 一方で、市区部・町村部別の策定状況をみると、市区部での策定率が約9割であるのに対し、町村部では約6割となっており、「約1.5倍」の策定率の差があります。
- 人口規模別の策定状況でみると、人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にあり、「1万人未満」の市町村の策定率は5割程度であるのに対し、「5万人以上」の市町村では概ね9割を超える策定率となっています。
- また、策定未定（280市町村）の状況をみると、141市町村（50.4%）が「努力義務化されたことを踏まえ策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」、81市町村（28.9%）が「努力義務化されたが策定する方針はない」という現状にあります。
- その背景には、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足」（73.9%）、「策定が必須ではない（改正後も努力義務に留まる）」（41.1%）、「策定の必要性が感じられない」（13.9%）、他の計画で地域福祉計画と同様の内容を定めている（又は対応予定の）（15.7%）などの理由があります。
- なお、地域福祉計画を策定している市町村（1,316）の状況をみると、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と「連動させて策定している」市町村は約半数であり、「一体的に策定している」・「課題把握、ニーズ調査は一体的に行っている」・「連動させて策定している（整合性を図っている）」のいずれか1つを実施している市町村は約8割あります。

市町村地域福祉計画の課題と策定促進にむけて

- 市区部での策定と改定のさらなる促進とともに、人口5万人未満の市町村、特に人口1万人未満の町村部での計画策定をどのように促進するかが課題となっています。
 - 地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉活動計画と連動する取組も考えられます。地域福祉計画と一体的に策定する、あるいは、一部のプロセスを共有する取組は、市町村及び社会福祉協議会における計画策定を図るための工夫の一つともいえます。
- ※ただし、地域福祉計画が対象とする範囲や内容が広がるなか、社会福祉協議会が中心となった地域福祉活動計画との趣旨の相違を十分に確認しながら、役割分担や連動を具体的に検討することに留意する必要があります。
- また、地域福祉計画の意義や必要性の理解を図るとともに、計画策定をすすめるために課題となっているマンパワー不足や計画策定の財源確保等について、国及び都道府県などが総合的な対策を具体的に講じていくことが必要です。

(2) 地域福祉計画の策定・改定、推進に関する諸課題の総括と今後のあり方

- 地域福祉計画策定のむずかしさは、定型がなく、市町村の創意工夫のもとに策定されるものであるところにあります。それぞれの地域特性を背景として、地域の課題等に応じて、地域福祉を構想し、その推進を計画化していくことになります。
- 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」（2002（平成14）年1月）にもあるとおり、これまでの地域福祉計画は、①他の福祉計画と「整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画」として、また、②自治体を主体に、『地域住民主体のまちづくり』や幅広い地域住民の参加を基本とする視点を持った計画、であることを基本として策定・改定がすすめられてきました。
- つまり、地域福祉計画は、他の福祉計画の「総合化」と「住民参加」を基本コンセプトとして構想されてきたものともいえます。
- 住民自治を図るために、地域住民の「参加」が重視されてきました。そのため、計画の策定の過程が重要であり、多様な関係者の参加のもとに計画策定とその推進を図ることが推奨されてきました。
- このように地域福祉計画の策定を通じて、自らの地域の課題を明確にし、共有を図り、そのうえで、解決・緩和・維持などに向けて優先順位をつけながら、具体的な事業化や仕組みづくり、活動の促進がそれぞれの地域ですすめられてきました。
- 今後、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画としてさらなる展開を図るためには、「総合化」と地域住民の「参加」などをさらにすすめ、地域共生社会の実現を図る観点から、主に以下のような取組や視点が重要となります。

①「総合化」のさらなる展開・方向性

- 地域福祉計画が上位計画として改めて位置づけ直されたことを踏まえ、福祉の分野別計画の「総合化」をさらにすすめるとともに、地域福祉計画と地域福祉に関係する諸計画を体系的に整理し、関係性を明確化することなどにより、さまざまな施策を包括化しながら、地域での暮らしを支えていくことが求められます。

- まず、高齢者、障害者、児童、生活困窮者自立支援などの福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、分野別の計画に横串をさし、それぞれ縦割りの計画・施策を総合的かつ包括的に推進していくための地域福祉計画とすることが重要です。
- さらに、地域生活課題の現状とともに自治体の規模や施策等の状況に応じて、地域生活課題の解決・緩和をより効果的・効率的にすすめることなどを目的として、「成年後見制度利用促進」、「自殺対策に係る計画」や「住宅セーフティネット法による供給促進計画」、「地方再犯防止推進計画」、「市町村地域防災計画」など、地域福祉に関係する計画と地域福祉計画の関係性を体系的に整理し、計画の一体化や連携・協働関係の明確化を図ることも必要です。この取組により、地域福祉計画は地域生活課題に対応する施策等を総合的かつ包括的に進めていくための基盤ともなります。
- また、「全世代・全対象型の地域包括支援体制」の構築にむけて、まずは「包括的な支援体制の整備」（法第106条の3第1項）にかかわる事業等を地域福祉計画に位置づけ、着実に取組をすすめることが推奨されます。
- 包括的な支援体制の整備にあたっては、地域生活課題に対応する重点施策及び施策の体系化と優先順位の明確化を図ること、また、多機関協働における「協働の中核」を担う役割の明確化や、地域生活課題に対応する社会福祉法人の「地域における公益的な取組」などを地域福祉計画に位置づけることが効果的な取組につながります。
- さらに包括的な支援体制において、地域住民により身近な圏域を含めた圏域の重層化・包括化にも取組む必要があります。特に地域住民により身近な圏域の設定は、地域福祉への地域住民等の参加を促進するためにも重要なものです。
- そのうえで、「包括的な支援体制」の拡充を含む「全世代・全対象型の相談・支援体制」を構築するため、対策・施策・制度、サービス等の総合化（システムの統合）とともに、地域生活課題の変化や複合化・複雑化に柔軟に対応する地域の支援体制づくりをすすめることも視野にいれる必要があります。
- このような計画の総合化・包括化や全世代・全対象型の地域包括支援体制づくりをすすめるためには、庁内連携体制づくり（庁内の意思統一、庁内の理解を得るための具体的な対応、必要に応じた機構改組等）に向けた検討・取組も必要です。

- あわせて、地域福祉計画及び施策等の実効性を担保するための公費財源の確保、民間財源や社会資源の確保・拡充のための検討・取組も求められます。

②「参加」のさらなる展開・方向性

- これまでの地域福祉計画における地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア等の地域福祉に関わる活動を行う者の参加という蓄積＝強みをもとにしながら、今後はさらに、社会福祉法人や相談支援機関等の「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」（支援関係機関）の参加、そして、行政庁内・組織の職員の参加といった3つの主体の参加という視点とそのための具体的な取組が重要になります。
- 地域の主体性を高め、専門職が地域と連携できるような仕組みや仕掛けをデザインすることにより地域住民等の参加を促進することも自治体の重要な役割となります。
- さらに、参加を促進していくためには、地域住民により身近な圏域を含めた圏域の重層化とネットワーク化を図ることも効果的な取組につながります。
- 地域福祉の推進において重要なのは、一定の圏域ごとの課題設定と活動にあります。地域福祉は住民に身近な圏域が基礎単位となり、それは自治会等のレベルから、小学校区や中学校区、さらには、行政区域や市町村域へ広がることで、地域福祉の重層性が増していきます。このため、地域福祉を推進する圏域を重層化して考える必要があります。
- また、住民に身近な圏域を考える場合、近隣や自治会などの圏域、地域包括支援センターなどの相談・支援機関が対象として設定している圏域、民生委員・児童委員等の活動圏域など、地域には、さまざまな圏域が存在していることに留意する必要があります。このため、地域福祉計画における圏域設定は、地域福祉を推進するためにこれらの諸圏域を包括化する、いうなれば整合を図るものとして設定されることが重要です。
- 圏域単位での取組を進めるためにも、地域福祉計画における圏域とまちづくりや地域包括ケアシステムの圏域などの他施策の圏域との整合、協議体設置の効率化などを図り、圏域単位での取組と他施策を連動・機能させていく視点をもつ必要があります。

- 専門職と地域との連携を強化するため、専門相談機関や福祉サービスを提供する社会福祉法人等の福祉施設・事業所の専門職が、市町村域及び住民により身近な圏域での協議体などに参加し、地域生活課題等への対応が積極的に図られるようにしていくことも考えられます。
- このように、地域福祉を推進する圏域については、「重層化」と「包括化」により効果的・効率的なネットワークとしていく視点から、諸分野の上位計画たる地域福祉計画において整理していくという取組も求められます。

③ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進と「福祉行政」のあり方・方向性

【地域共生社会の実現と地方創生】

- 地域共生社会を実現するための地域福祉の推進は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来に向けて、「まち」の活性化と「しごと」と「ひと」の好循環により活力ある地域社会の維持をめざす地方創生の取組と深くかかわるものであり、それぞれを結びつけながら展開することが必要です。
- 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、別々のものではありません。生活の基盤としての地域社会が持続可能であることは、地域福祉の基盤として不可欠であり、また、地域福祉によって生活の質が向上することは、地域の活性化に「還元」されていくものと考えられています。
- このように、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・災害、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるということが、地域共生社会の実現には不可欠であるとされています。

【地域共生社会の実現にむけた庁内体制づくりと自治体戦略】

- また、人口減少社会にむけて、2040年頃を見据えた自治体戦略の基本的方向性などを示した、「自治体戦略2040構想研究会報告 第1次・第2次」（2018（平成30）年7月）では、国として全ての府省が政策資源を最大限投入するにあたって、地方自治体も、持続可能なかたちで住民サービスを提供し続けられるような「プラットフォーム」であり続けなければならないことを提起しています。

- そのため施策（アプリケーション）の機能が最大限発揮できるようにするための自治体行政（OS）の書き換えを大胆に構想する必要があるとしています。
- 「新たな自治体行政の基本的な考え方」として、公共私による暮らしの維持のため、自治体は、新しい公共私相互の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換することや、共・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要であることなどを示しています。
- これらは、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進とそのため地域福祉計画の策定などにおける自治体の役割としても必要とされているものです。つまり、今後の地域福祉の推進などにおける福祉行政のあり方は、人口減少社会にむけた自治体行政のあり方そのものにつながるものとも考えることもできます。

新たな自治体行政の基本的な考え方 ※抜粋

公共私による暮らしの維持

<プラットフォーム・ビルダーへの転換>

- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれの暮らしを支える機能が低下
⇒ 自治体は、新しい公共私相互の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要
- 共・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要

<新しい公共私相互の協力関係の構築>

- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる。

※「自治体戦略 2040 構想研究会報告 第1次・第2次」（2018（平成30）年7月）

- このように、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定は、これまでの地域福祉計画の単なる延長ではない取組が推奨されるとともに、今後の人口減少社会における福祉行政財を含む自治体行政のあり方そのものにかかわる未来を志向した取組であるとも考えることもできます。
- 以上のように、改正社会福祉の趣旨など「1. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義と必要性」及び、「2. これまでの地域福祉計画の総括と今後の取組に向けた課題」をもとに、今後の地域福祉計画策定に求められる視点を整理すると、主に以下の5つのおりになります。



今後の地域福祉計画に求められる「5つの視点」

1. 生活の包括：「くらし」と「しごと」の包括的な支援

- 社会的孤立・社会的排除への対応
- 介護、子育て、障害者支援、病気などにとどまらず、住まい、就労を含む役割を持つ場の確保、教育などの生活ニーズをトータルにとらえる

2. 対象の包括：制度の枠組みにとられない地域生活課題の包括的な把握

- 全世代・全対象、本人と世帯の課題などを包括的にとらえる
- 支援を必要とする人々の相談・支援などへのアクセスや地域のつながりの場などへの参加の支援
- 地域生活課題に対応する重点施策及び施策の体系化と優先順位の明確化

3. 相談・支援の包括：全世代・全対象型の地域包括支援体制づくり

- 「包括的な支援体制の整備」（法第106条の3第1項）をつうじた、地域力の強化や多機関協働の推進
- 多機関協働における「協働の中核」を担う機関の明確化、地域生活課題に対応する社会福祉法人の「地域における公益的な取組」などの地域福祉計画への位置づけ
- 「包括的な支援体制の整備」の展開するなかで、サービスの総合化、予防的福祉をさらに拡充し、「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築

4. 包括的な地域づくり：3つの地域づくり、参加と協働のデザイン

- 地域福祉の推進による「まちづくりに広がる地域づくり」、「共生の文化に広がる地域づくり」、「一人ひとりを支えることができる地域づくり」
- 住民により身近な圏域の重視と包括的・重層的な圏域づくり
- 地域住民、相談・支援機関や社会福祉法人などの専門職、民生委員・児童委員等の参加・協働の拡充、多様な場の創造と福祉教育などの推進

5. 計画（対策・施策）の包括：分野別計画の「総合化」と関連施策等の「包括化」、地域福祉を推進する行政体制

- 高齢者、障害者、子ども・子育てなど分野別計画の「総合化」により、分野別の計画に横串をさし、それぞれ縦割りの計画・施策等を総合的かつ包括的に推進
- 地域福祉に関係する計画との関係性の体系的な整理、計画の一体化や連携・協働関係の明確化による施策等を総合化・包括化
- 地域福祉活動計画との関係性、目的・役割の整理、一体的策定の意義と効果の確認、地域住民により身近な圏域での地域福祉行動計画策定の促進・支援
- 庁内連携体制の構築（必要に応じた機構改組）と地域共生社会の実現に向けた自治体の役割の明確化
- 公費財源の確保、民間財源や社会資源の確保・拡充のための取組と工夫

Ⅱ

各論：地域福祉計画の策定・改定における検討・実施事項とポイント

1. 地域福祉計画の策定ガイドラインの概要等

- 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として以下の5つの事項を一体的に定める計画＝「市町村地域福祉計画」を策定することが努力義務とされています（法第107条）。

地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

- 改正社会福祉法により地域福祉計画が、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられたことを踏まえ、「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられました。
- また、改正社会福祉法では、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました（法第4条第2項）。この理念の実現するために市町村が「包括的な支援体制の整備」に努める旨が規定されています。そこで、地域福祉計画に盛り込むべき事項として「⑤包括的な支援体制の整備に関する事項」が加えられています。

- これら5つの事項を踏まえなければ、法上の地域福祉計画とは認められないものとされており、その趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要があります。

* 地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉計画、介護保険事業計画、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）（以下「医療介護総合確保促進法」という。）に基づく市町村計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があるとされています。（策定ガイドライン）

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

はじめに(P1~7)
<p>○地域共生社会の実現が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。 ・地域共生社会の考え方や地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。 ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりにとめて掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。 ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。 ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8~12)	
(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13~28)	
1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

社会福祉法第百六条の三第二項に基づく指針(大臣指針)の補足説明

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)	
1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項 (2)支援計画の基本姿勢 (3)支援計画策定の体制と過程

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(法第106条の3第1項関係)(P13~28)

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な圏域※	1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第1号関係) <P13~22>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施 ● 地域の課題を地域で解決していくための財源等(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等)
	2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第2号関係) <P22~28>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法 例2: 地域包括支援センターのプランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(担い手、場所、役割等) ● 地域の関係者(民生委員・児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)
市町村域	3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項 (法第106条の3第1項第3号関係) <P25~28>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) <p><展開の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。 ● 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。 ● 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手 ● 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の拡充、新たな場の設置等) ● 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携) ● 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)
都道府県域	4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について <P28>	<ul style="list-style-type: none"> ● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画<P29~42>	2 都道府県地域福祉支援計画<P43~52>
<p>(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項</p> <p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29~33></p> <p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項</p> <p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p> <p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> <p>②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項</p> <p>③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)</p> <p>⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項</p> <p>(2)計画策定の体制と過程(主な項目)</p> <p>・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など</p> <p><計画策定の体制と過程に関する追加内容等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等) 	<p>(1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項</p> <p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43~47></p> <p>コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <p>サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p> <p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理</p> <p>セ 地域づくりに関する官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p> <p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <p>タ 全庁的な体制整備</p> <p>②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</p> <p>③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項</p> <p>⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項</p> <p>(2)支援計画の基本姿勢</p> <p>(3)支援計画策定の体制と過程</p> <p>・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など</p> <p>・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用</p> <p>・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など</p>



ポイント！

【地域福祉計画に盛り込むべき事項】

- 従来から盛り込むべき事項とされていた②～④（37頁）とともに、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法等の趣旨を具現化する地域福祉計画においては、「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「⑤包括的な支援体制の整備に関する事項」を適切に盛り込むことが必要です。
- 「包括的な支援体制の整備」については、①はもとより、従来から盛り込むべき事項とされていた②～④の内容となる具体的な施策・取組等とは相互に関係するものであり、施策・取組の相乗効果が期待されるものです。各施策・取組の関連性を整理しながら、一体的に推進すべき事項であるといえます。一方、地域生活課題等を踏まえた包括的な支援体制の整備を適切に位置づけることにより、①～④に関連する施策・取組等が体系的に整理され、一体的かつ効果的に地域福祉の展開に資するものと考えられます。

【地域福祉計画の改定への着手】

- 今般の社会福祉法の改正により追加される記載事項については、本来、法施行日（2018年（平成30年）4月1日）より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手することとされています。ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えないとされています。

参考：市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

※「ガイドライン」及び「厚生労働省 地域福祉計画策定状況等の調査結果（平成30年4月1日時点）」をもとに作成

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 全庁的な体制整備
- その他

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第1号に規定する事業〕
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第2号に規定する事業〕
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築〔社会福祉法第106条の3第1項第3号に規定する事業〕

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

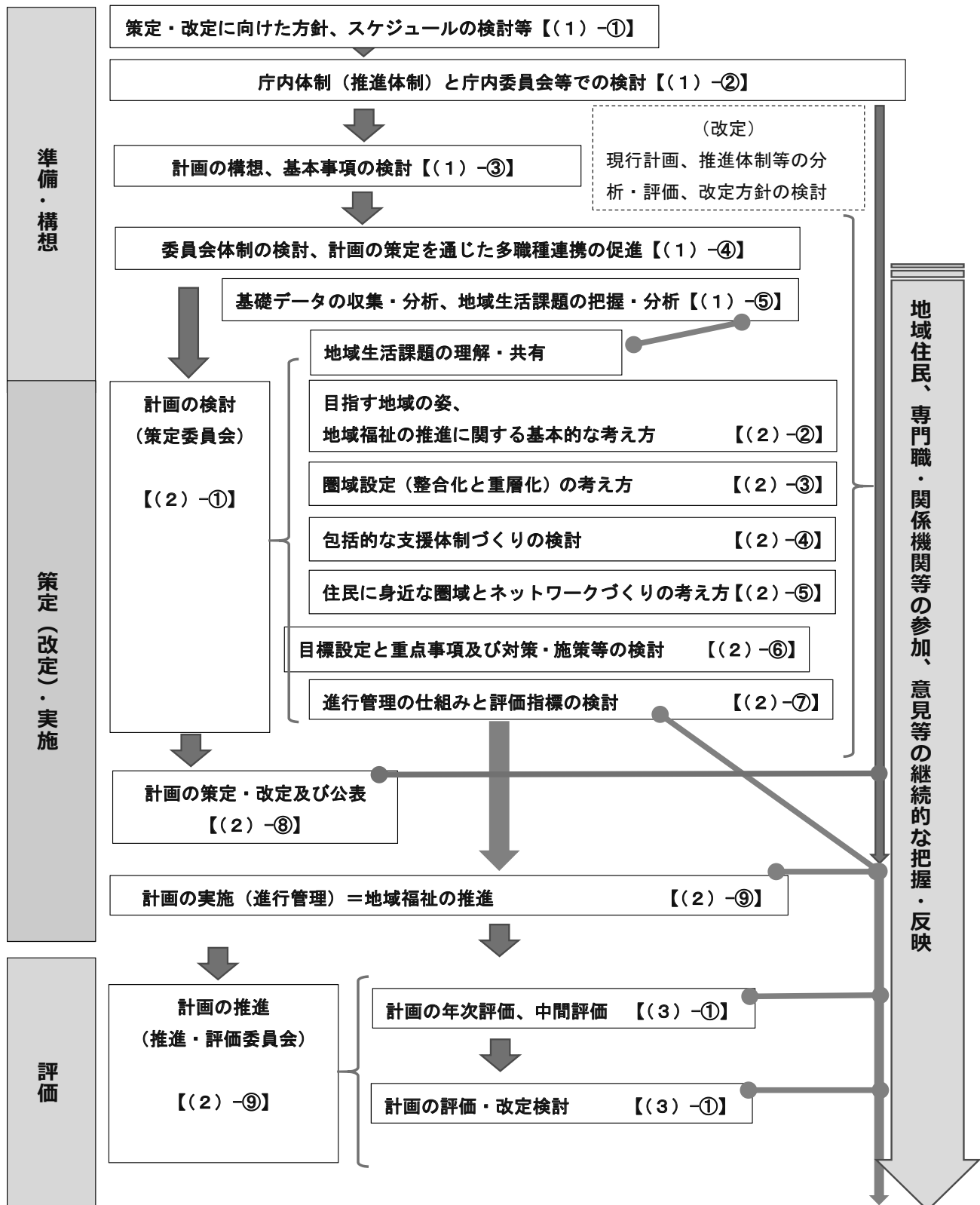
- 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- 福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 地域住民、サービス利用者の自立
- 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- 住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進
- 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

2. 策定・改定の各プロセスにおける検討・実施事項とポイント

地域福祉計画の策定・改定のプロセス（イメージ）



(1) 準備・構想段階での検討・実施事項

(1)-① 策定・改定に向けた方針、スケジュールの検討等

【策定・改定に向けた方針】

- 地域福祉計画は、地域福祉を推進することを目的として、以下の事項を一体的に定める計画です。

地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥ その他 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

- 計画策定にあたっては、地域生活課題の現状と必要とされる施策等を確認します。その上で、改正社会福祉法及び地域福祉計画策定ガイドライン等をもとに、地域共生社会の実現及び、包括的な支援体制の整備に関する施策等の動向も視野に入れながら、目指す方向性を確認します。
- 地域福祉計画に盛り込むべき事項の検討にあたっては、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野別計画や既存施策などとの関係性を整理するとともに、総合計画などの地域福祉計画の上位にある計画や方針などをもとに地域福祉計画の位置づけなどを確認します。
- 地域福祉計画を分野別計画などの「上位計画」としてどのように具体的に位置づけるか、大まかな方針をもちながら、庁内での意思決定が図られるように調整等をすすめます。
- 地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な策定を行うことも考えられます。あらかじめ一体的な策定の有無とともに、合同事務局の設置や具体的な計画づくりのプロセス・方法等についても基本的な方針を確認し、庁内及び社会福祉協議会との調整を進めます。

【スケジュール等の確認】

- 地域福祉計画の策定に向けて、策定・改定スケジュールの確認と全庁での共有に向けた取組を進めます。また、事務局体制を確認するなど作業方針を確認します。あわせて、策定・改定の実施に係る予算確保（要求）を庁内スケジュールに沿って進めます。
- もし外部委託する場合でも、各自治体の創意工夫による地域福祉計画の策定が重要であることから、地域生活課題の把握等のための調査の集計作業などの一部業務を委託するなど、地域福祉計画の企画・立案等にかかわる根幹に関する事項については、事務局を中心として庁内の推進体制において実施することを前提に検討することを推奨します。
- 計画の策定・改定を実施する年度においては、計画策定に係る業務に加え、通常業務にかかる毎年のPDCAも並行して実施することになります。そのため、担当職員の負担に十分に配慮し、チームでの対応や別計画の手続等との兼用による実務の効率化など具体的な手当を講じるなど、組織としてマネジメントすることが必要となります。
- その他、基礎データの収集・分析、地域生活課題の把握・分析の準備、庁内委員会等で協議・共有すべき事項等の企画・立案、準備等を適宜実施していきます。



実践のヒント：事務局の体制構築と運営 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔担当部署〕

- 地域福祉を担当する部署のほか、地域福祉計画を保健福祉分野の総合計画として位置づけている場合などは、保健福祉関係部局の総務・企画を担当する部署が担っているところがある。
- 地域包括ケアなどの諸施策との一体的な展開や連携・協働を円滑に図るため、地域包括ケアを担当する部署と地域福祉を担当する部署とが連携して事務局を担っているところもある。
- 地域福祉計画の策定・推進委員会の事務局は、庁内委員会等の事務局を兼ねている場合が多い一方、策定・推進委員会の事務局を保健福祉関係部の部長及び庁内委員会等を構成する関係各課として、計画づくりの段階から一貫した庁内連携体制づくりのための工夫もなされている。

〔地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定している場合〕

- 地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定している場合には、行政と社会福祉協議会のメンバーで構成する合同事務局が設置され、地域福祉計画の策定・改定の準備・構想段階から、協働による検討や取組が進められている。

〔担当職員の配置〕

- 地域福祉計画の策定・改定とあわせて、地域福祉担当や地域包括ケア担当が兼務で担っている。
- 社会福祉審議会などの常設の審議会の事務局担当職員が、常時地域福祉計画の担当を担っている場合などもある。

〔事務局に必要とされる知識・技術〕

- 地域福祉計画の策定に必要となる知識や庁内外の調整等に関する知識・技術については、以下のとおり。
 - 地域状況、複合的な課題などの地域生活課題等の幅広い理解
 - 福祉分野の法令・制度、国の動向等の基本的に理解とともに、福祉分野以外の施策、取組等への関心や理解
 - 庁内関係各課が取り組んでいる地域福祉の推進の推進に関連する事業について一定の理解をし、新たな連携、協働の可能性を探る機会を持つことが必要（福祉部内のラウンドテーブル、関係課・関係機関へのヒアリングの機会を持つようにしている）
 - 庁内の施策・制度等の総合的な把握をもとにした地域福祉の位置づけと役割等の理解
 - 庁内及び関係機関等が有する情報や社会資源に関する情報等の集約、データベース化
- 策定・推進委員会等の運営などに関する知識・技術については、以下のとおり。
 - 地域住民、関係団体等及び庁内との調整を図るためのコミュニケーション能力
 - 幅広い分野からの意見を反映する必要があるため、会議体の委員の選出（バランス）への気配り
 - ワークショップ等を運営するためにファシリテーションの技術
 - 事務作業が膨大で内容も多岐に渡るためチームを編成しながらスケジュール管理
- 地域福祉計画の進行管理、地域福祉の推進に関する知識・技術については、以下のとおり。
 - 地域福祉計画の理解と関連施策等の実施における理念・目標等を共有する働きかけや工夫
 - 地域福祉計画の進捗確認や評価を効果的かつ着実に実施していく
 - 地域住民や関係機関を始めとする、多様な主体と連携、協働する力
- 高度な能力を身につけることは困難であるため、福祉分野のみならず、医療、更生保護などの他分野のアドバイザー、専門職による助言・協力も得ながら、継続的にその方向性や考え方の示唆を受ける機会を設けているところもある。

(1) - ② 庁内体制（推進体制）と庁内委員会等での検討

- 地域共生社会の実現に向けた取組や地域づくりを広くとらえ、地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備を計画的に進めるためには、全庁的な取組が必要となります。
- 地域福祉計画の策定・改定、また、計画の推進にあたって、事務局の役割等の確認とともに、庁内委員会等の設置など庁内体制（推進体制）づくりを進めます。
- 庁内委員会等は、①準備・構想、②策定・改定、実施、③評価のすべてのプロセスに積極的に関与し、地域福祉計画の推進体制として機能することが必要です。
- そのため、庁内体制（推進体制）の構築にあたっては、首長又は所管部局長等のリーダーシップと福祉施策の優先度の確認と共有、個別施策に対する責任の明確化、庁内組織の役割分担や庁内の人事異動等による情報や施策等の連続性や一貫性の課題に対する対応・工夫などに留意します。
- 庁内委員会等については、地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備・展開に向けて必要となる施策や関連計画等及び、連携を必要とする庁内部局・課室を整理し構成します。福祉関係部局・課室とともに、地域生活課題に関わる諸施策（関連計画）、計画の広報・PRなどの所管部局・課室からの幅広い参画を得ることが考えられます。
- 市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本とされています。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれています。
- 庁内委員会等の運営については、議論の活性化や審議の充実に向けて、担当者レベル、管理職レベル等の複数の段階で会議・プロジェクトチーム等を設けるなど効果的に協議するための方法を検討します。原案づくりなどを進めるコアメンバー（チーム）も確認します。
- また、関係部局・課室職員の地域福祉計画への理解の促進と実践的なアイデアを反映・活用する仕掛けづくりや運営の工夫も重要です。

- 地域福祉計画の推進体制における社会福祉協議会（地域福祉活動計画）の位置づけと役割分担等を検討し、社会福祉協議会の参画のあり方やタイミング等について確認します。必要に応じて計画の準備・構想段階から社会福祉協議会の参画を得ることも検討します。
- 地域福祉計画の策定・改定及び実施とともに、評価・見直し等を一貫して推進することを前提として推進体制を構築することが必要です。計画期間中のPDCAとともに、各年度のPDCAの推進方策も検討しながら、地域福祉計画に盛り込む施策等が効果的かつ実効的に展開できる体制づくりを目指します。
- なお、地域福祉計画の改定にあたっては、前回の策定・改定時に設定した庁内体制（推進体制）が効果的・効率的に機能してきたか、計画の評価結果等を踏まえ、庁内体制を再検討します。
- また、新たな国の施策、法制度の改正とともに、計画の範囲の変更、さらに新たな予算措置などの可能性がある場合には、それらの動きも反映した体制を検討することが必要です。

< 庁内体制（推進体制）の改編や連携の取組例 >

- ◆ 国の施策、法制度の改正等にもなう組織改編や庁内の連携体制づくり
- ◆ 庁内体制など組織の変化にもなう組織改編や庁内の連携体制づくり
- ◆ 予算措置の変更や新たな予算措置の可能性にもなう組織改編や庁内の連携体制づくり
- ◆ 庁内体制（推進体制）にあわせた研修、説明会、各種会議の実施
- ◆ 行政アドバイザー（学識者）等の設置による庁内体制（推進体制）の強化



実践のヒント：庁内連携による推進体制づくり (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔庁内連携に向けた体制づくり〕

- 地域福祉計画の策定・改定にあたって、庁内連携体制を構築するため、庁内連絡会などの庁内委員会等を設置。また、庁内委員会等の設置とともに、日ごろからの関係部署とのコミュニケーションと調整等に留意していることもポイントになる。
- 庁内委員会等の構成については、高齢者、障害者、子ども・子育ての3つの部署（福祉3部署）をもって構成する場合ははじめ、福祉3部署のほかに保健福祉部局内の関係全部署をもって構成している場合がある。
- 庁内委員会等については、局部長級の会議体を本部として設置している場合のほか、課長級や実務を担う係長やスタッフなどで構成する会議体を階層別に設置するなど、方針や意思決定の場や個別の事業・活動や仕組みや仕掛けづくりを行うプロジェクトチーム的な役割を担う場など、機能・役割を分けて設置する工夫がなされている。
- さらに、複合的な地域生活課題等に対応する包括的な支援体制づくりを総合的かつ効果的に行う観点から、保健福祉部局内の部署のほか、まちづくりや住宅関係、商工関係、教育委員会、さらには病院関係などの幅広い関係部局をもって庁内委員会等を構成する取組も進められている。
- 地域福祉の推進や包括的な支援体制づくりに向けた庁内の組織改組を実施した自治体もある。

〔地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定している場合〕

- 庁内委員会等に社会福祉協議会のメンバーも参加し、適切な役割分担のもとに庁内での協議・検討の段階から連携・協働した取組を進めている。

(1) - ③ 計画の構想、基本事項の検討

【地域福祉計画の策定・改定の目的（方針）】

- 地域生活課題の現状等とともに、総合計画や地方創生（地域再生）計画等で示される目指す地域の姿や施策の方向性をもとに、地域福祉計画が目指す地域の姿やそれを実現するための地域福祉のあり方に関する基本的な考え方を整理します。
- 地域共生社会の実現に向けた国の動向、法制度の改定等とともに、全国各地の自治体の地域福祉計画の策定その推進に関する取組状況等も参考として、各自治体の実情も踏まえて、地域福祉計画の目的を確認（改定の場合は、必要に応じて目的を再確認）します。

＜改定にあたっての主な検討・留意事項＞

- ◆ 現行の地域福祉計画の評価結果及び、関連計画等の分析・評価等をもとに、現行計画と施策等の推進状況とともに、庁内体制（推進体制）の分析・評価を行いながら、新たな策定ガイドライン等を踏まえ、改定方針を検討します。
- ◆ 現行の地域福祉計画及び推進体制において、地域福祉のさらなる推進や包括的な支援体制の整備につながる施策・内容、成果は何か、また、現行計画では盛り込めなかった課題等を確認します。
- ◆ 現行の地域福祉計画の策定手法、庁内体制を含む推進体制、計画の実施過程での課題と成果を分析し、計画の改定にあたっての改善策や活かすべき事項の検討を進めます。
- ◆ 高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野別計画などにおいて、他分野との連携・協働が必要な事項や課題はないか確認し、地域福祉計画での対応を検討します。



実践のヒント：地域福祉計画の策定・改定のねらい、基本方針（ヒアリング調査自治体の取組から）

〔具体的な内容〕

- 地域共生社会の実現に向けた、より身近な地域で地域生活課題を「我が事」として捉える地域づくり、地域住民や専門職・機関、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業等の連携・協働による地域生活課題等の解決に向けた仕組みづくりなど「包括的な支援体制の整備」を目指す。
- 社会的孤立や複合的な課題を抱える個人と家族（世帯）に着目した支援体制（セーフティネット等）の構築を目指す。
- より身近な地域で地域生活課題を受け止め、解決に結びつけるため、生活圏域の階層化と保健福祉サービスの重層化や総合化（包括化）に向けた取組を目指す。
- 地域福祉計画による地域福祉の推進をまちづくりや人口減少などの地域の課題解決につなげることを目指す。
- 包括的な支援体制の整備や地域福祉を推進するための具体的な事業・活動の展開にあたっては、既存施策や既存の地域の社会資源を有効活用しつつ、地域生活課題の状況等に応じて新たな仕組みづくりや社会資源の開発を図る視点で取り組む。

【上位計画等との整合、諸計画の総合化と体系化】

- 地域福祉計画の策定・改定にあたっては諸計画を総合化する視点から調和を図ります。そのため、総合計画などの上位計画や地方創生（地域再生）計画、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野別計画など、地域生活課題に関連する諸計画等との調和、計画体系を確認します。
- その際、地域福祉計画が分野別計画の上位計画として位置づけられたことを踏まえ、具体的な位置づけや関係性を整理します。分野別計画については、地域福祉計画に盛り込むべき事項や連携した計画のあり方等について、関係部局・課室に具体的な提案を行うなど関係部局・課室とのコミュニケーションが必要です。
- 生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、成年後見制度利用促進計画などは、地域福祉計画と一体的に策定することも考えられる計画であり、分野別計画との関係性を含め、地域福祉計画に盛り込むかどうか方針を確認します。
- 地域生活課題への具体的な対応を考えるうえで、住宅供給促進計画や地域再犯防止推進計画などは、地域福祉計画との一体的な展開や一部共通化を図るべき計画であると考えられます。

- 特に、市町村地域防災計画や避難行動要支援者の避難支援計画については、地域福祉計画に盛り込むべき事項である「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」の「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」に関連する事項であり、整合化を図ることに留意します。
- また、地域福祉の推進においては、地域課題にかかわる関連計画との連携が望ましいと考えられます。例えば、まちづくり、教育、医療、市民協働に関する計画などとの連携について、地域福祉計画が目指す方向性等をもとに検討します。
- このように、地域福祉計画と諸計画等との関係性の整理、体系化にあたっては、①一体的に策定する計画、②一体的な展開（一部共通化）するなど、特に連携を図る計画、③地域課題の関連計画などの連携が望ましい計画を明確にした上で、諸計画の総合化を図る観点から地域福祉計画の対象範囲を定め、体系化や整合化を図ることが重要です。
- 既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされています。この場合は、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要です。
- 地域福祉計画の策定・改定を機に、諸計画との総合化や体系化を図ることは、地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備に向けた施策等の効率性ととともに、施策等を実行するための根拠を明確にすることによる実効性の担保につながるものと考えられます。
- 改定にあたっては、地域福祉計画とともに上位計画や関連計画の状況、また、庁内の各部局・課室の施策等の状況を確認します。また、前回の策定・改定時と比較して、地域生活課題の変化や国の施策、策定ガイドライン等の変更がないかに留意します。
- なお、計画体系の確認にあたっては、地域福祉活動計画との関係性、一体的策定を行うかなどにも留意します。また、市町村域の地域福祉計画の策定・改定とともに、圏域別（地区別）＝地域福祉行動計画又は広域の計画を策定・改定するかについても必要に応じて検討します。

参考) 策定ガイドライン

< 1 - (2) 計画策定の体制と過程 ①市町村行政内部の計画策定体制 >

- 地域福祉計画の内容を推進していくために、その内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策として考えられる。
- 地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすること等も考えられる。
- 市町村が既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。
- 福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定される市町村地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

【地域福祉活動計画との一体的な策定】

- 社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な策定を行うか検討します。
- 地域福祉計画において、地域力の強化を図る観点から、圏域（地域別）の計画＝地域福祉行動計画との連動は重要であり、このような観点からも、地域福祉活動計画との一体的な策定について検討します。
- 地域福祉計画の範囲とする事項と地域福祉活動計画の範囲とする事項等を整理し、地域福祉計画との一体的な策定、連動のあり方等についての方針を確認します。
- ただし、民間計画である地域福祉活動計画及び、地域福祉行動計画の意義と行政計画である地域福祉計画との相違に十分に配慮した取組が必要です。
- そのため、一体的な策定を行う場合、① 内容の一体化、② プロセスの一体化、③ 内容及びプロセス双方の一体化を図るかなど、基本的な考え方を明確にすることが必要です。
- 今般の地域福祉計画の策定・改定にあたっては、従来からの住民主体の地域福祉計画との性格に加え、自治体の責任により包括的な支援体制を整備することなどが目指されます。そのため、地域福祉活動計画との関係性や役割分担等について慎重に検討することが必要です。

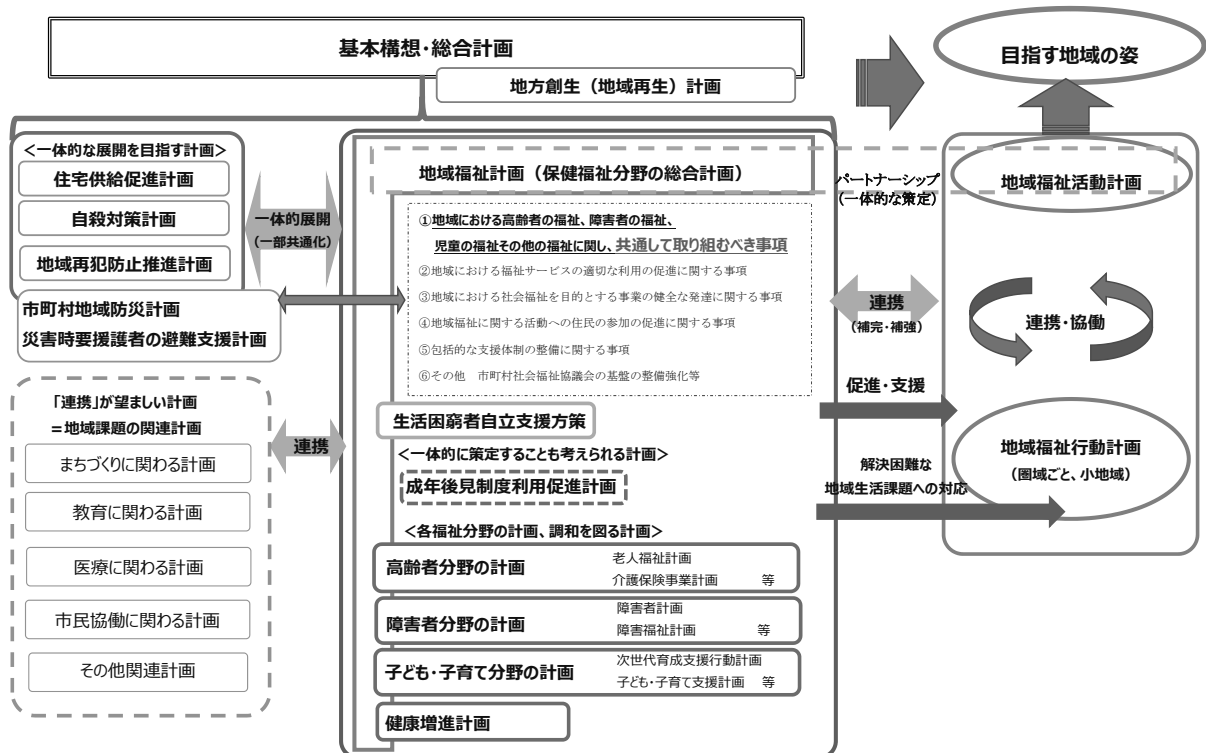
- ①、③の場合であっても、地域福祉計画の内容において、地域住民、関係団体等、社会福祉協議会、自治体が実施する個別の施策・事項等を明確にするなど、地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備に向けた責任と役割分担を明確にすることに留意します。
- 地域福祉を推進するにあたり、管内に住民の生活に即した地区を設定し、住民が主体的に地区ごとに計画を策定することができるよう支援することも求められるとされています。
- 圏域別（地区別）＝地域福祉行動計画の策定・改定にあたっては、市町村職員等による策定・改定に関する協議の場等の支援や圏域ごとの専門職との関係づくりとともに、社会福祉協議会との連携・協働が必要となります。

参考) 策定ガイドライン

＜1-（2）計画策定の体制と過程 ⑥市区町村社会福祉協議会の役割＞

- 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。
- 社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められる。

地域福祉計画の位置づけ：地域福祉計画と諸計画の関係性・イメージ



【計画期間】

- 地域福祉計画の期間については、諸計画との整合を図り、年度評価及び中間評価を実施しながら推進します。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられます。
- 上位計画、分野別計画、地域福祉活動計画等などの計画の計画期間との整合を図るか検討します。特に、他の福祉に関する計画との調和を図る観点からは、検討や見直しの時期をそろえることも有効と考えられます。
- 計画期間の設定にあたっては、総合計画などの上位計画や分野別計画、一体的な展開を目指す計画等の計画期間との整合も必要です。地域福祉の推進とそのため
のPDCAを効率的かつ効果的に進めるためにも有効な取組となります。
- 計画期間の構想にあたっては、今期に改定・策定する地域福祉計画の計画期間での取組とともに、次期の改定を視野に、長期的なビジョンのもとに重点事項や対策・施策等を検討する視点も重要です。



実践のヒント：計画期間の考え方 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔総合計画と合わせる場合〕

- 総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の期間との整合を図り「10年」とする。
- 計画期間を「10年」としている場合も、前期3年、中期3年、後期4年として、一定のサイクルでの進行管理を進めている。最終年の1年は次期計画と重ねて総合計画との調整を図る工夫もある。

〔分野別計画と整合をとる場合〕

- 介護保険事業計画や障害福祉計画の期間である3年サイクルを勘案し「6年」としている場合がある。
- 計画期間を6年としている場合には、福祉サービスの供給基盤等について定める法定計画である介護保険事業計画や障害福祉計画等との連動が図りやすいなどのメリットが考えられている。地域福祉計画において理念・共通目標、包括的な支援体制の整備に向けて分野横断的に取組む事業・活動等を定め、分野別の各計画において個別の施策や基盤整備の目標値を定めるなどの取組が効率的に図られている。

〔全体的なこと〕

- 計画期間は、他の計画との調和を図る観点から、そのサイクルの整合を図ることが推奨されるものであり、地域福祉計画が上位計画として、諸分野の計画を総合化しながら地域福祉が推進されるように設定されている。

【公費財源確保、社会資源や民間財源の確保・創出】

- 地域福祉計画による地域福祉及び、包括的な支援体制の整備に向けた施策等の実施に係る予算確保（要求）等について、財政計画との連動を含め継続的に検討・調整を図ります。
- 地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり、停滞することのないように配慮すべきであるとされています。
- 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項においても、「共通して取り組むべき事項」として、「セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進」、「ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制」が示されています。
- 中長期的にどのように公費財源の確保、社会資源や民間財源の確保・創出を図るか検討・取組が必要です。
- 地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことに加え、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組との協働等も検討します。

公費財源確保の例

- ◆ 追加的経費のかからない施策・措置（ゼロ予算対策）の実施
- ◆ 既存施策や事業の活用・転換による包括的な支援体制の整備に係る予算の確保
※通知『地域づくりに資する事業の一体的な実施について』
- ◆ 政策の優先度向上による予算の確保
- ◆ 国等による補助制度（福祉関係以外も含む）の有効活用
※地域福祉計画の所管課室等が、適用可能性がある補助制度等について情報収集し、
庁内関係部局に発信し、調整することが必要。
- ◆ 共同募金、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業、NPO 等との連携による民間財源、
社会資源の確保・活用



実践のヒント：公費財源の確保 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔全体的な傾向〕

- 各自治体においてそれぞれの事情に応じた課題がありつつ、既存の年度予算の維持・確保や増額を含め着実な取組が計られている。その際、地域福祉計画の年度ごとの進捗状況を適切に評価し、具体的な課題や方向性等をもって予算確保が進められている。また、総合計画を構成する計画として地域福祉計画を位置づけることなどによる予算確保も図られている。

〔分野別の施策・支援等の包括化に向けた取組の予算確保〕

- 分野別の施策・支援等の包括化に向けた取組のための予算確保については、多くの自治体において検討中になっている。
- 既存の国、都道府県等の補助金や介護保険などの市町村の有する財源等を適切に組み合わせる工夫等を図りながら、ソーシャルワーク機能の拡充（地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーなどの専門職の配置や相談支援機関の強化等）などの取組が進められている。

〔福祉分野以外の財源活用〕

- 福祉分野のみならず、まちづくりなどの地域福祉の推進に関連する補助金等の情報を積極的に収集しながら、当該補助金の確保・活用に向けた取組を進める自治体もある。
- 地域福祉の推進及び、包括的な支援体制の整備に向けた分野別の財源等の包括化の取組については、各自治体において試行錯誤のなか、努力が図られている。



実践のヒント：民間財源や社会資源の活用・創出 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔全体的な傾向〕

- 民間財源の確保については、多くの自治体で共同募金、自治体が造成した社会福祉のための基金の活用や遺贈、寄贈が考えられており、地域住民、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業、NPO 等との連携による民間財源、社会資源の確保・活用が目指されている。

〔財源確保にあたっての工夫や留意点〕

- 民間財源の確保を検討・実施する場合には、公費支出を削減するために民間財源を活用するといった発想ではないことを地域住民等に明確にすることに留意している。
- 社会資源の活用と創出については、地域にある社会資源を改めて把握する取組や社会福祉法人との連携を進めようとしている自治体もある。

〔今後の取組に向けて〕

- 民間財源や社会資源の活用・創出については、各自治体においてその必要性和意義が十分に理解されている一方、ファンドレイジングやクラウドファンディングなど、具体的となる新たな取組については実施途中や検討中である状況がうかがえる。
- 民間財源や社会資源の活用・創出については、社会福祉協議会との情報共有や連携を図りながら進めている自治体もある。

(1) - ④ 委員会体制の検討、計画の策定を通じた多職種連携の促進

- 地域福祉計画の策定とともに、地域福祉の具体的な推進を見据えながら、必要な地域住民等の参加が図られるよう、地域福祉計画策定委員会等の策定組織を検討・設置します。
- 必要に応じて委員会の下に分科会やワーキングチームを設け、比較的少人数で集中的に協議する等の運営方法・工夫を検討します。
- 地域福祉計画策定委員会は原則として公開とされているため、地域住民等への進捗状況等の公表方法とタイミング、広く住民等が傍聴できる体制への配慮等について検討します。
- 社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定する場合には、具体的な連携方法、委員会の設置方法（委員構成を含む）等について検討します。
- 市町村域の地域福祉計画のほか、圏域別（地域別）又は広域の計画を策定する場合には、具体的な検討体制と協議の場の設置方法（委員構成等を含む）について検討します。
- 委員会の開催時期、スケジュール、位置づけ等を確認します。
- なお、地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすること等も考えられています。



実践のヒント：地域住民等を含めた多職種連携に向けた工夫 (ヒアリング調査自治体の取組から)

〔全体的な傾向〕

- 地域福祉計画への地域住民、地域の関係機関・団体の参加やかかわりについては、地域福祉計画の策定・推進のための委員会への参加を基本として、住民懇談会（説明会）の開催やニーズ調査の実施、関係機関・団体等のヒアリングや意見交換会の実施などの取組が進められている。